

## 千葉県袖ヶ浦福祉センター見直し進捗管理委員会 議事概要

### 1 日時

平成27年6月2日（火） 午後2時から午後5時30分まで

### 2 場所

千葉県庁本庁舎1階多目的ホール

### 3 出席者

(1) 委員（総数6名中6名）

佐藤委員 村山委員 大屋委員 早坂委員 金子委員 三島委員

(2) 県

古屋障害福祉課長、根本副参事、菅野副課長、日暮室長ほか

(3) 千葉県社会福祉事業団

田中理事長、相馬理事、吉武事務局次長

### 4 会議次第

(1) 開会

(2) 座長挨拶

(3) 議題

① 報告事項

ア 千葉県袖ヶ浦福祉センターの見直しについて

② その他

(4) 閉会

### 5 議事における主な意見及び質疑応答

議事録署名人 大屋委員、早坂委員

#### (1) 報告事項

ア 千葉県袖ヶ浦福祉センターの見直しについて

○ 参考資料1から4について説明

<委員討議>

(大屋委員)

第五次計画について、かなり詳細に御報告いただき、ありがとうございました。その前の経過の報告の中で、御家族との意見交換ということがあったかと思うのですが、この計

画だと色々な今後が書いてありまして、まだ若い、まだ行動障害ということで袖ヶ浦に入ったというようなことではないというような方にとっては、色々な家庭生活上で何とかいけるかもしれないような希望を持たせるような部分があるのではないかと思うのですが、既にかなり御家族そのものがダメージを受けている袖ヶ浦（福祉センター利用者）の御父兄の方などが、この第五次計画等を説明されて、この辺が期待できるなどか、そのような意見とか、もしあったとすれば、教えていただきたいと思うし、また、注文があったとすれば、教えていただきたいと思うのですが。

（佐藤座長）

それは、保護者会のことではなくて、個々の（ということでしょうか）。

（大屋委員）

保護者会の中で、袖ヶ浦（福祉センター利用者）の御家族にとって、この計画というのが期待の持てるものという部分があったのかどうか、無いのか。

（佐藤座長）

保護者会の説明は、すぐ次にやっていただきますので。

「

（大屋委員）

では、そちらでお願いします。

（佐藤座長）

先程、最後の御報告のありました袖ヶ浦（福祉センター）以外の所での、様々な取り組みについては、まだ具体的な案や報告は出ておりませんが、是非それをやらないと、袖ヶ浦（福祉センター）に何でも放り込めばそれで良いというような、言葉は悪いですが、そういうのはなくなると。袖ヶ浦（福祉センター）にいらっしゃる方々も例えば、色々移動できる、そんな状況を早く作っていきたいのだと、そんな風に思っているところがございます。

## ○ 参考資料5から7について説明

### <委員討議>

（大屋委員）

（センターの利用を続けたいという保護者の意向について）とてもではないが、自宅でまた暮らすというイメージには全くなっていないのだろうと思うのですよね。多分、一部の方は自宅に戻れるかもしれないと思うのですけれども、そこまではとても無理。そこに至るまで、これは説明される方も大変だと思うのですけれども、10年、20年、30年間、色々な施設で最も面倒な人となって、それをきちんとみなかった親というレッテルを貼られ続けてきた歴史があるわけですから、根気強くやっていかなければならないのだろうな、と思います。

(金子委員)

職員確保の問題というのは、現状はどのようになっておりますでしょうか。あるいは、(職員の方が)大量に退職されたという状況を前回お聞きしておりましたし、事業団さんと県と協力しながら、体制整備にどのように取り組まれているか、その辺の現状を教えてくださいたいと思います。

(佐藤座長)

議題が大枠で一つだけポンと挙がっているものですから、どういう順番になっているか、委員の皆様のお手元には無いのですけれども、資料の順番で行きますと、次に事業団の説明がありますので、そこで今のお話が多分出ると思いますので、そこで御質疑いただければと思います。

(三島委員)

少し端のお話かもしれませんが、今(参考資料5の96ページに)「東北なら空いている施設があると言われた」というお話があったのですが、これは、地域移行へのサポートというのは、軸はどこでやっているのかということと、まさかこういう「東北なら空いている施設がある」ということを事業団が言っている訳ではないのですよね。この話というのはちょっと。私は、経験でやはり、東北や北海道が空いているからそちらへ行けばというのは、本当に何か人権無視になってくると思うのですけれども、その話は直には関係が無いのですよね。

(事務局)

そういったお話については、こちら(事業団)からということでは無いということでございます。

(三島委員)

これは、多分契約になっているので、多分、市町村の(職員の方)で色々調べてみると、確かに向こうに空きがあるという、保護者も結構苦しい状況になるかなという気がするのですね。経験的に、保護者が一応見つかってよかったという後で、すごくもう、また親が悩んでしまって子どもも苦しいという、そういう悲劇は繰り返させないようにしないと。

(村山委員)

毎回、保護者会や親の会での御意見というのは、それほど変わらない。切実な思いを皆さん述べられていると思うのですけれども、情報提供が欲しいとのお話もありますが、今の生活をどうしていくかということと、今後どうするか、移行等も含めてなのですが、この話は、情報提供はもう個別のものだと思うのですね。個々に状況が違っているわけで、その方の元の地元も違うでしょうし、全体的に説明をしても、どうも納得ができない方はたくさんいらっしゃる。やはり、個別に丁寧に進めるということがとても大事だと思うのですね。それも、児童の養育園と大人の更生園では進め方も違う、関わる関係者の連携ということも異なるので、その辺りも、本来は個別にどう進めていくかというのが大事。

今のところはここまでしか進んでいないけれども、例えば、更生園だったら、相談支援（事業所）という、キーパーソンをきちんと入れて、職員さんだったり、サビ管さんだったり、地域との連携の中で、うちの方で進めるといふ、そういうプロセスを個々に示していくことが大事だと思うので、その辺りをきちんと説明するとか。それは、（保護者）個々に説明をされているのかをお聞きしたいのですが。あとは、先程の説明で個別支援計画の確認もしているということですが、そこ等も含めて、どういうプロセスを考えていて、保護者に示しているのかを教えてください。

（事務局）

情報提供の方法ということで、お話があったと思います。ここに出ているのは、全体での保護者会での御説明ということで、これがベースとなる部分だと思っています。個別への御説明ということになると、例えば、移行に向けてということになると、事業団の中に移行支援ワーキングチームを設けたりとか、あるいは、相談支援の出番であったりとかするわけがございます。これからは、そういった丁寧な説明が必要なのではないかと思っております。事業団とも連携をとっていこうと思っています。

（早坂委員）

それぞれの保護者会の開催時間と出席人数を教えてください。

（事務局）

開催時間は、基本的に午前中の10時から午前12時とか、そういった時間帯が多いです。出席者数は、センター全体ですと概ね40名から50名といったところです。養育園の親の会となりますと、もっと人数が少なくなりまして、10名程度です。更生園だけだと40名くらいになりますが、養育園だけだと10名程度です。

（早坂委員）

多分、養育園の方は、そもそもが（保護者の参加が）難しい方が多いし、親御さんのお子さんへの着目度といいますか、そういったことも問題があるのかもしれないですけども、午前の10時からというのは、これは平日ではなく。

（事務局）

休日です。

（早坂委員）

来られない方は、どうやってもどの時間にしても来てはくださらないのかもしれないですけど、10名で親御さんの代表意見というのは。来ていらっしゃる方はそもそもお子さんを何とかしたいと思っていられる方なので、これで親御さんの声を拾っているのかというと、厳しいのかなという風には感じます。では、どうやって関わってもらえるのかということは、村山さんもおっしゃっていたように、個別にアプローチをかけていくしかないのかもしれないなという風にも少し感じます。

(佐藤座長)

保護者の方々の御参加をできるだけ多くというのは、誰しも思うところでございますけれども、なかなか難しい課題でありまして。打って出るというか、保護者の方の所へうかがうようなことはやっているのですかね。これは、個別の話題になるかもしれませんが、おそらくやっつけやらないとは思いますが、場合によってはそういうことまで含めて。事態が緊急というか、移行に向けてというような話が出てまいりますので、場合によってはそういうことも含めて御検討いただければという風に思います。

(大屋委員)

個人情報の問題もあるとは思いますが、個別の取組みもあるかもしれませんが、とにかく一例目なり二例目なり、いわゆる成功事例といわれるものを（つくれたらよい）。養育園の方が多分もうある程度（移行の）覚悟が決まっている方が多いと思うのですが、そういうものを保護者会の中でも発表していくみたいなことがもしできれば。養育園の方で行われれば、更生園の方の保護者の方も養育園でそういうことがあったらいいということが伝わると思いますし。そういう成功事例をなんとか作ってそれを一つの話題にするとか、実際にやれば良いのではないかと思います。

(佐藤座長)

検討していただければと思います。

(金子委員)

とうに説明されているのかもしれませんが、保護者説明会などの責任者の方とか、担当者の方というのは、お一人の方が継続して対応されているような状況なのでしょうか、その辺を教えていただければと思います。

(佐藤座長)

今日御説明いただいた保護者説明会は、県がやった保護者説明会ですか、それとも事業団がやった保護者説明会ですか、それとも共同でやった保護者説明会ですか。

(事務局)

共催です。

(佐藤座長)

その場合の責任者というのは、誰になっているのでしょうか。

(金子委員)

情報をきちんと集約して、それぞれ出された問題に対して責任をもって答えていく説明をしていくという方が、事業団さんの方あるいは県の方で、一定の方が継続してやられているかどうかということですね。それを教えていただきたい。

(事務局)

いずれ(の説明会で)も、事業団は理事長や施設長が出席されまして、県は私(障害福祉課長)ですとか4月以降は副参事が出席しまして、直接保護者の方とお話をして、その記録をこちらに残しておいてございます。そういった意味では、私なり理事長ということになります。

(金子委員)

窓口としてこの方という形には、必ずしもなっていらっしゃらないということですか。

(事務局)

そうですね。これは、実は結構多くの人数を集めた形での御説明ということになりますので、個別個別になってきますと、それぞれにということになってきます。

(佐藤座長)

先程の村山委員の御質問にも関わる話ですけれども、個別個別の保護者の方が何か御自分のお子さんについて情報なり意見を言いたいという時の窓口というか担当者の方は、特に決まっていないと理解してよろしいですか。いらっしゃったような気もするけれども。

(事務局)

個別の、例えば更生園の利用者の方の移行についての御相談ということになりますと、施設長ですとか、第1(支援グループ)・第2(援グループ)のそれぞれのマネージャー。養育園でいきますと、やはりマネージャーが、そういった利用者の方や保護者の方への対応の窓口ということになります。

(佐藤座長)

現状そういう体制だということですね。少なくとも、相談支援専門員とか、あるいはパーソナルサポーター、これは少し趣旨が違うのですけれども、そういった方々がそういった担当になるというようなイメージでは、少なくとも現状ではないということですね。

(事務局)

パーソナルサポーターの方ですと、やはり全員にはりついている状態ではなかなかないという状況であるのと、外部の方の目を入れるという観点で入っていただいておりますので、まず施設内での相談ということになると、一義的にはセンターの職員の方に出させていただくかなと思っております。

(金子委員)

説明責任を果たしていく視点もあろうかと思うのですが、やはり一人ひとりの利用者さんの生活を一緒に保護者の方と考えていくというスタンスの取り組みになると思うのですね。そうなった場合、きちんとすれ違わない形で保護者の意見を正確に捉えて、そういつ

た思いに添えていくという取り組みがないと、もちろん無いというわけではなくあるとは思いますが、そういう形でないと、そういう支援を行うことが一人ひとりの利用者さんのためになるということを、十分御理解をいただけなくなってしまう場合もあるので、保護者への支援という意味で言えば、ある程度固定された方が一貫して関わっていくというか、中心となって保護者への説明の窓口としての責任者は、お一人が責任を持って対応していくとか。まあ、一人である必要はないかもしれませんが。そういう体制の方がスムーズなのかなと考えましたので、意見として申し上げさせていただきました。

(佐藤座長)

私分からないので確認なのですが、養育園であれ更生園であれ、施設の支援員の方で、利用者の方それぞれに個別の担当者が確かいらっしやっしたように思うのですが、まず、その人に、直接何か聞こうとすれば聞けるということになりますよね。別途、相談支援事業者が必ずセンターの場合には、一人ずつついているはずなので、まあ、養育園の方はちょっと様子がよく分かりませんが、ついていけばその方が第三者として少なくとも制度的には聞ける相手になるという、こういう理解でよろしいですかね。それが今、大枠として、施設長やマネージャーの方に色々聞くことができるという、こういう体制だということですね。

(村山委員)

非常に言い辛いことなのですが、施設長やマネージャーさんが、その利用者さんの先を考えたときに、地域にある色々な資源をどこまで御存知かというのは、非常に疑問に思いますので、相談しても、調べますと言って調べられないで終わってしまう。誰かがきちんと本気になって先々のことを考えて、地域に今ある資源や無い資源を把握して、御本人なり親御さんに説明できるという風にしていかなければ、全然不安で仕方が無いと思います。やはり、その熱意が伝わらなければ、本当に不安だと思います。本当に（移行が）進むのだろうか、この1年2年3年かけて進むのだろうか。

前にもちょっと伺いましたが、相談支援の方が、地元の方がついている割合ですか、その辺で、センター関係の相談専門の方ですと、袖ヶ浦（福祉センター）近辺は分かっている、他（の地域の事）はよく分かっていないという場合が多いので、その辺りはきちんとしていただきたいなと思います。

(三島委員)

ちょっと今の話に関連なのですが、今、日本の中で各県に事業団がありますが、かなりの所で、やはりそういった地域移行支援室とか地域支援部を作っているんですね。それで、千葉県でも5ヶ年計画できちんと言っているのであれば、やはりそうしたものを作らないと、実際の地域移行というのは困難なのではないかなと思います。今の話は、個別の担当者のレベルでは処遇については述べられても、地域資源を使ってどうのこうのという、そういうやはり支援というレベルにはいかないと思うんですね。施設長さんは、そこまでの情報は個人ではなかなか持てないので、そうした組織を作っていくことをしないと、実際の地域移行というのは進まないのではないかと、という気がします。

(佐藤座長)

今の袖ヶ浦福祉センターの施設長の方々は、おそらく、千葉県でも一番地域にある資源について状況を把握されている方が就任されているので、それでも三島委員の言われるように、全部把握するというのはなかなか難しいということだろうと思いますけれども。

(三島委員)

やはり、園長さんとか施設長さんというのは、非常に多忙ですよ。施設の事を色々やらなければならない。やはり、地域移行ということに特化して支援をしていく組織というのが重要ではないかなと思っています。

(佐藤座長)

その組織的な連携なり情報の共有化あるいは動きというものが、親御さんの方に見えないという、おそらく、そのところが親御さんを不安にさせている。そういうことなのかなと、私は理解をさせていただきました。なので、そういうところは、何か動けるようであれば、動いていただきたいと思います。地域移行支援室というのは、確かにどこの事業団にもありますね。一つのアイデアということで、よろしく願いいたします。

(早坂委員)

今の御意見に関連するのですけれども、いきなり地域移行支援室というものが立ち上がるというのも難しい話なのかもしれませんが、移行に関しての手続きの所をやはりもう少し丁寧にするというところが必要なのだと思うのですけれども。例えば、(保護者説明会の意見の) 96 ページの所で、成人施設が見つかったが相手から断られたという、親御さんが言って断られたというニュアンスになっていたりとか、(97 ページに) 短期入所するけれども1日目で帰って来てしまうかもしれないとか、そもそもとして、この時点で計画相談の所の人が入って、少なくともケース会議などで双方で共有してもらって、例えば、どんな体験の進め方が必要なのかとか、それからケース情報をお互いにもう少し共有するとか、そういうことは、今の計画相談のやり方で十分やっていける部分だと思うのですね。

(移行先が) 見つかりかけたというところで、見つかるまでももちろん大事なのだと思うのですけれども、せっかく見つかりかけたら、そこを繋いでいけるような、第三者が入っていくことも大事なのではないかと思います。

## ○ 参考資料8から12について説明

### <委員討議>

(大屋委員)

非常に努力されていると思います。移行に対応するグループホームを建設して移行するという申し出が5法人で、4つ高齢者ということですが、更生園の方の高齢の方が候補ということで、それはごく自然なことで、それは行動障害(の支援)というよりはもうケアになっていると思うのですが、それ以外が逆に1つしかグループホームがないということですね。グループホームだけではなくて、いわゆる入所施設で「うちの施設に来てもいい

よ」という所は何件くらいあるのですか。

(事業団)

入所施設の方で「受け入れます」という申し出は、今のところ、強行に関してはありません。高齢者の方で1施設で「1～2名空きが出る予定ですので、そちらの方で受け入れる用意があります」という申し出はございます。

(大屋委員)

大変残念だと思いますが、先程の御家族のアンケートを見ても、移行に反対ということは言いつつも、何かこう、一緒に考えていこうというような芽生えがあるような発言も結構ありますよね。やはり、これは機会をできるだけつくる努力を県の方にもしていただきたいです。とにかく一例目二例目が出ないことにはどうにもならないと思いますので、ぜひ、グループホームでも結構ですし入所施設でもいいのでお願いしたいと思います。

(三島委員)

私は、先日、個別支援計画を確認させていただきましたので、その感想だけ言わせていただきます。私は、養育園の方(の個別支援計画)を見させてもらいました。地域移行が今回大きなテーマとなっていると思うのですが、地域移行が言葉として個別支援計画に取り込まれているのは、10に満たないというか、全体の中で5か6くらいではないかと思ったのですが、そういうレベルで、ではその他の人にとってみると、地域移行というのは個別支援の場合にはどういう位置付けになっているのかな、という気がしました。それから、達成目標には長期と短期とあるのですが、その辺りの理解があまり芳しくなく、長期目標に「排泄をもう少し定時化する」などということが掲げてあり、長期に、例えば数年もうその排泄のことを追いかけていて、それでこの人はすごく幸せになるのか、という感じがしました。それから、やはり抽象的な記載が多いので、結果的にそれをモニターするときに評価ができないのですよね。良くなったか悪くなったかといっても、元々の表現が抽象的なので、なんとも表現しようがないというか。まあ、そんなところで、前回も指摘させてもらったのですが、個別支援計画が個別処遇計画になっているという気がしました。もう一回整理しますと、処遇計画というのは指導が原則で、色々な問題行動があって、その問題行動を施設の中のプログラムに適応してもらって、そこから外れている人がいる、と。それを決めていくのが基本的には職員だということなので、それをもう少し徹底していくと、やはり変わらなくてはいけないのは御本人ということになるので、変わらなければ変えるということで、それがもう少しいくと虐待までいってしまうわけですね。つまり、処遇計画の極限というのが、ちょっといき過ぎだったのかなという話ではありますが、虐待、手が出てしまったとか、暴言を吐いてしまった、というのもありうるわけで。下関で虐待があったみたいですが、多分そうした処遇計画・指導計画という形になっていると思うのですね。その処遇計画と対になるのが支援計画で、これは基本的には支援なんです。やはり、御本人の希望とか要望を実現していく、サポートしていくということで、方法論的には、やはり、周りの人が、関係者が集まって個別支援計画を作っていく。こうすれば良いのではないかななどと言って。ですから、変わらなければならないのは、本

人というよりも、周りの色々な支援の使い方で、それを考えていく。そうすると、初めて、モニターしても、「この辺はもっと他の物を使っていけば良いのではないか。」ということで、モニターして意味があると思うのですけれども、先程の指導計画・処遇計画でいってしまうと、御本人は変わらないわけだから、もう変えようがないわけですね。そうすると、もうモニターする意味がなくなってくるというか、本人がもう伸びないのならば仕方が無いということで終わってしまう。そういう意味では、今までの処遇計画をまだまだ引きずっているなという印象はありました。私が懸念しているのは、処遇計画をそのまま残していくとすると、虐待につながるような処遇計画という概念を持った組織が引き続き繋がっていくと、虐待防止にならないわけですね。今回でも、事件を起こした組織というのは大体廃止なので、今回廃止にはならないまでも抜本的な改革が必要だということがあるとすると、こうした個別支援計画をきちんと立てていくことをしないと、世間から承認されないのではないかなということ、私はすごく懸念しています。このまま処遇計画的なものがずっと続くとすると、当面は監視の目が厳しいので、虐待は多分起きないと思うのですけれども、利用者の幸せとか人権とか、また、働く人の人権というのもなかなか守っていけないのではないかなという気がして、そういう意味ではまだ個別支援計画についての理解と実践がやはり乏しいというのが印象でした。

(村山委員)

色々移行に関する御説明、ありがとうございます。こういう移行の会議を開いているとか、きちんと職員と一緒に施設の見学に行っていることとか、法人からの受入れの申し出があるとか、こういう話は保護者説明会の時点ではできていないということでしょうか。こういう話を具体的に聞くと、親御さんも具体的に少しずつ進めているのだなということも分かるし、ではうちの子だったらもう少しこういう形の施設見学をしてほしいというような前向きな意見も出てくると思うので、こういう情報提供をしていただきたいと思います。

(佐藤座長)

私から一点。少し（移行を）考えてみようかという感じに、保護者の方の意見の雰囲気は少し変わりつつある。なかなか良いなと思ったのですが。それと同時に、今、三島委員の方からは厳しい御意見をいただきましたけれども、施設の支援あるいは処遇のあり方も徐々に変わってきているということで。袖ヶ浦（福祉センター）の中が、もちろん改革を進めているわけですから、変わっていくというのは良いことなのですが、にもかかわらず、袖ヶ浦以外の所からの受入れの申し出があまり出てこないということは、結局、これまで色々な所でお願いをしたけれどもどこも受け入れてくれないから袖ヶ浦にたどりついたのだという、保護者の皆さんのこれまでの経験が、また再燃していくということを危惧するわけですね。今まで裏切られてきたものが変わるかもしれないという期待を持っておられるところへ、「またやっぱり同じか」という印象を持たれてしまうと、これだけの努力をしていることが水の泡になるという可能性もありますので、ここは、一番、袖ヶ浦以外の法人の努力というものを、県が音頭をとったからといってそれで動くかどうかは分かりませんが、少なくとも県が声かけをしないとまず動かないと思いますので、何か努力を

していただきたいと思うところです。要するに、これは、袖ヶ浦福祉センターだけの問題ではなく千葉県全体の福祉法人の問題であるという意識を、千葉県の事業者の皆さんが持つということが必要である。ということが、抽象的な理念としては言えるのですが。

そういうことを言ったときに、袖ヶ浦から移行するときに、何か県の方で条件をつけていましたよね。法人としては施設としてはこういうレベルのものでなければいけないとか、色々と。施設の建物の条件とか居住条件とか、そういう条件がクリアできないからうちは受け入れないのというようなことを言っているというような話が、以前、報告書作成段階ではあったと思うのですが。袖ヶ浦から移行するにあたって、受け入れ側法人に関していうハードルというか条件というのは、以前と変わりは無いと理解してよろしいでしょうか。

(事務局)

今は、特にそういう条件は出しておりません。あくまでも合意というのでしょうか。ただ、きちんとした支援環境が整っている支援体制ができているということ、説明していただかないと、本人といえますか保護者の方が納得してくれないという意味では、一定の条件は必要なのかもしれないのですけれども、県でこうしなければ駄目だといった条件はつけていません。

(佐藤座長)

それでは、通常の施設の受け入れと変わりが無いハードルであって、特に袖ヶ浦からの受け入れにあたってハードルを高くしているというようなことはない、そういうところの話ですよ。

(事務局)

そうですね。ただ、利用者の方お一人お一人の特性に応じた支援をしていただける、という意味での条件はありますが。

(佐藤座長)

そういうことであれば、それを法人の方にも周知していただいて、受け入れにより手を挙げていただけるような啓発、法人への啓発と地域側への啓発をやっていただけるとありがたいなと思うところです。

(金子委員)

質問なのですが。私は行けなかったのですが、昨年度、グループホーム大会の中で、強度行動障害の方への地域生活支援の実践をしているホームさんから、事例発表があったと思うのです。そういった取組みというのは、優れた例として、他の関連の研修とかでようやく広がりつつあるのでしょうか。三島委員からいただいたイギリスの状況をずっと興味深く拝見していたのですが、自閉症の方のケアホームの実践例が相当千単位で記されていた読み物を拝見したのですが、例えば、そういった他県の取組みなどを県内で広く普及するような取組みを同時にやっていかないと、そもそも行動障害のある方が地域で生活できるような環境がなかなか整っていかないというか。なんだか今は、袖ヶ浦福祉センター・

事業団さんに全ての責任が覆いかぶさっているような状況なのですが、そういった取組みを紹介するような機会というのはどのくらいあるのかなと思ひまして。この間たまたまグループホーム大会で、私も本当に出たかったですけれども、強行動障害の方々を受け入れているグループホームが県内にあるということを私は知らなかったのですね。もし、情報があれば教えていただければと思うのですが。

(佐藤座長)

各県の移行支援の状況ですか。

(金子委員)

行動障害のある方への地域生活の支援の取組み、そういった視点です。

(佐藤座長)

強度行動障害のある方の地域生活支援の状況のデータというのは、過去検証委員会でもとったことが無かったように思ひますが。

(金子委員)

施設の中でのプログラムとしては、私も多数拝見しているのですが、地域生活を支援していく上でのマニュアルというか、マニュアルの大本となる取組みというか、共通の物があるのですかね。

(大屋委員)

強行で言えば、今、日本で一番有名なのは、北海道のはるにれ（の里）ですよね。多分数十のグループホーム、自閉症しかあそこは対処しないので、自閉症以外の人は他の施設へ行きますので、ほとんど全て自閉症ということ。もともと入所施設から始まっていて、その自分達の入所施設の人達をグループホームへ移行していくというのを基本にしていますが、最近増えているのは、新卒の人ばかりですよ。要するに若い人。行動障害といってもまだひどい状況になる前に、もしくは、なったけれども期間が短い方を集中的に対応して、それからグループホームに行くという形となる。歴代の課長も見学に行っていますよね。それに近づけようとしたのが、県内では（社福）青葉会なのでしようが、青葉会には、実際にはそこまで強度行動障害のある方が多いわけではないので、実態としては県内ではそんなに多くは無いか、と。昨年でしたかね強度行動障害の方のグループホームの一つを（社福）菜の花会で作ったと思うのですけれども、あそこは皆自閉症・強度行動障害の方ですけれども、それはもともと入所施設に入っていた方ですので。本当の意味で大規模なものは県内にはまだないかなと思ひます。私の知っている範囲では、数で言えばはるにれ（の里）が圧倒的に多くて、あそこには、県外からも結構皆研修に行っていますので。ただ、お帰りになった後それがその施設で広がるといふ気配が、なかなか実態としては起こっていないというところ。また、そう言えば、センターで強度行動障害支援事業を始める時に、かなり見学に行かれたと思うので、何人かの方は。もう残っていないのですかね。全国10ヶ所とか、結構な数見学に行かれていると思うのですよね、

一番最初に始める時に。何らかの資料を持っている方が事業団の中にはいらっしゃるのだらうなと思うのですね。

(佐藤座長)

他の都道府県のデータがもし有るようであれば、教えていただけるとありがたいです。強度行動障害の定義から、都道府県によって少しずつ違うのだらうなと思うのですけれども。

(大屋委員)

袖ヶ浦にいる人の中には、自閉症ではなくて、ちょっとどうみても施設でないと無理でしょうという人も何人かいらっしゃいますよね。それはちょっと置いておいて、はるにれの場合は比較的若くて、ただ支援区分は5か6できちんと診断がついていた、というような方が大多数ですね。それで、何十軒とありますね。

(佐藤座長)

今後の千葉県の移行を考える上での基礎データ、もしそういうものがあればよろしくお願ひしたいと思います。

職員の動向については御質問も御意見も頂戴しておりませんが、3月のこの委員会で大体見通しとしてこうなるというような御報告があつて、その通りに動いたということですかね。152ページに、新規採用は正規職員が2名で契約職員も含めた退職者が40名ということで、契約職員の新規採用職員については記載がありませんが、2名の採用で40名が退職したということによろしいのですかね。

(千葉県社会福祉事業団)

契約職員は6名くらいの採用だったかと。

(佐藤座長)

それでは、30名ちょっと純減になっていると、そういうことだということで。利用者の方も少し減ってはいますので、単純にそれは全部が全部減ったというわけではないと思いますけれども、職員の減員はそういう規模で減員になっているという。

アドバンスながうらの利用者が(新しい法人に)移ったときには、職員も共に移るということですかね、確か。新しい受け入れ法人の意向にもよるのかもしれませんが。

(事業団)

私共の方からすれば、保護者の皆さんの不安を解消していくためには、やはり施設で生活をしているというのは、慣れた人と一緒にいるから安定しているのだということもあつて、慣れている職員がついていってくれるのかということは大きな願望にもなっているものですから、移譲にあたって支援の継続・生活の継続を図っていくということの中で、相手法人さんに希望する職員については継続雇用をしてもらいたいというお願いをしています。したがって、どの程度移譲法人の方に移行するのか、それともセンターの方にやはり

残りますというのか、そういうところの状況を今後確認していくという状況になっていますので、そういった動向を受けて、事業団の中で職員が流出して新法人の方に行って事業団に残る職員が少なくなったときに、また色々な問題が起きてくることも想定しながら対応をしていきたいと思っています。ただ、昨今の人材確保の状況を見ると、こういう施設での仕事に応募をされている方が圧倒的に少なくなっているという状況ですので、人材確保は非常に厳しいという中で今やっております。

進捗の配布資料の綴じの中の一番最後のページが113ページなのですが（参考資料9）、4月1日時点の入所者のデータを資料として提出させていただいておりますので、御覧になっていただければと思います。先程も言いましたとおり、養育園の方が、若干、児童数が、事件当時は80名の在籍がいましたけれども現在は62名という、約20名程人員が減っているという中で、職員の体制のやりくりをしているというのが実態でございます。

（早坂委員）

職員教育の所で、もう既に相馬先生も御努力していらっしゃるのだろうし、これまでもやっていたらいいのかもわからないのですが、専門性をもちろん高めていくための研修ですとかお勉強をしたりとか、他の施設を見ていくとかということとは支援に直結していくものとしてすごく大事なことだと思うのですが、町会がゴミ拾いをする日に一緒に出てゴミ拾いをするとか、お祭りのお手伝いに全部の職員は行けないけれども、何名かはお手伝いを出して、そこで皆さんと触れ合ってくるとか、利用者さんがではなくて職員が出ていくことで得られる情報があったり、「職員が少なくて頑張っていて大変なんだね。」という風に理解をしてくださったりということも、会話の中で出てくることもたくさんあると思うのですね。全員が出なくても、今の状況で優先順位がどこになるのかということも難しいことではあるかと思うのですけれども、私はそれも大事な職員教育の一環なのではないかなと考えます。ですので、そんなことも少し視野に入れていただけたら良いのかなと思います。これは、（私の）希望です。

## ○ 資料1についての説明

### <委員討議>

（佐藤座長）

これは、敷地ごと譲渡するのでしたか、それとも、敷地は譲渡しないのでしたか。建物と併せて敷地も売ることですか。

（事務局）

敷地はまだこれから測量をやるかというところで、値がつけられない状況ですので、まず建物を譲渡する、と。それで、その譲渡先法人が土地も取得する意志があるということであれば、追って土地も譲渡するというのを進めていきたい、と。

（佐藤座長）

簡単に言えば、敷地も一緒に譲渡することですか。

(事務局)

タイミングが合うかどうかは分かりませんが。

## ○ 資料2～4についての説明

### <委員討議>

(大屋委員)

最後の35ページ(資料4)の「待機児童」なのですが、実際に「待機児童」といわれる方々は今どこでどんなことをされているのですか。こんな所にいるとかでいいのですけど。

(事務局)

きちんとどこで何人というのは聞いてきておらず、申し訳ございません。在宅の方もいれば他県の施設に入っていらっしゃるようなことでしょうかっております。あるいは、児童養護施設とかに入っていたり、本来は福祉型(障害児入所施設)の方が(望ましいが)とか、そのようなことで聞いております。

(佐藤座長)

私は、「待機児童」の概念がいまだによく分からない。どこでどうカウントしているのだろうか、と。何かカウントの仕方があるのでしょうか、きっと。

(事務局)

福祉型障害児入所施設につきましては、措置であれ契約であれ、児童相談所の方で入所の必要性を判断して入ることですので、基本的には、児童相談所が把握している待機児童ということになります。

(佐藤座長)

なるほど、分かりました。親御さんのニーズということではないのですね。

(村山委員)

児童入所施設ができると、学校に通うことになりますけれども、手を挙げる所(法人)の近隣の学校への調査というか、情勢というか、20名だと思っておりますが、その方々がきちんと学校に通えるという環境なども要件に入っていましたでしょうか。

(事務局)

審査基準といたしまして、長さというわけではないのですけれども、14番で「特別支援学校、小中学校、地域住民等との連携に関する基本的な考え方は適切か。」と、もちろん当然学校に通うのが前提でございますので。

(村山委員)

今、どこの特別支援学校も満杯だったり。

(事務局)

審査基準の35番が「特別支援学校、地元小中学校からの距離は問題ないか。」ということです。すみません。

#### ○ 資料5、別冊資料1についての説明

<別冊資料1は会議終了後回収>

<委員討議>

特になし

(佐藤座長)

そうすると、今回は訪問総数が少なかったということですね。

前回の委員会でも御報告をいただいたと思いますけれども、移行に向けてのサポートもしていただくということで、本来のパーソナルサポーターの趣旨からは少しずれてはいるのですが、個別支援の一環としてそれもやっていただくという形にしております。

#### ○ 別冊資料2、3についての説明

<別冊資料2、3は会議終了後回収>

[ 非 公 開 ]

#### (2) その他

特になし

## 第4回見直し進捗管理委員会（平成27年6月2日）

### その他の意見概要

※ 個人情報や確定前の情報を含む内容は非公開で審議しているが、支障の無い範囲で意見の概要を公表してほしいという委員の御意見をうけて、非公開で審議した部分の意見の概要を公表するもの

テーマ	意見
指定管理者選定審査要項	<p>○地域型の福祉人材の養成や利用者の意思決定に関する視点がある方がよい。</p> <p>○この2年間のセンターの役割として強度行動障害者の支援を行うのはよいが、その先は、各地域の施設等で強度行動障害者の支援体制が整えられ、センターだけが集中的に強度行動障害者を支援する状態が解消される方向に進めていかないといけない。</p> <p>○この要項は2年間に限ってセンターの役割を決め、その間センターの管理運営を担う者を選定するためのものであり、平成30年度以降のセンターのあり方等については、センター利用者の減少の状況等をみながら改めて検討しないといけない。</p>